

第6号様式(第8条第1項)

建住政第 1359 号

令和7年8月 25 日

横浜市泉区和泉中央南 3-20-9

和泉中央南ハイツ自治会

自治会長 佐藤 茂 様

横浜市長 山中 竹春



よこはま防災力向上マンション本認定通知書

令和7年7月 11 日に申請があった次のマンションについて、よこはま防災力向上マンション認定制度要綱第7条第3項の規定により認定したので、同要綱第8条第1項の規定により通知します。

マンション名	和泉中央南ハイツ		
所在地	横浜市泉区和泉中央南 3-20-9		
認定の種類	■ソフト	■ソフト+ (プラス)	■地域との協力体制 ■地域との防災訓練 ■地域交流活動
	■ハード	■ハード+ (プラス)	□地域の一時避難場所 □地域の浸水対策 ■地域共用の防災倉庫等 □地域交流施設
認定証に記載するその他の事項			

令和7年8月25日

横浜市泉区和泉中央南3-20-9
和泉中央南ハイツ自治会
自治会長 佐藤 茂 様

住宅政策課担当課長 石津 啓介

よこはま防災力向上マンション本認定に係る連絡事項等について（通知）

1 状況報告の時期等について

よこはま防災力向上マンション認定制度は、最初の本認定をした日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年ごとに、認定内容に応じた防災対策の状況に関する報告を求めています。

貴マンションにおいては、「防災訓練」「地域との協力体制」「地域との防災訓練」「地域交流活動」「地域共用の防災倉庫等」が状況報告の対象ですので、令和9年度までの実施状況を、令和10年度当初に報告してください。その他具体的な提出方法や締め切り等については、令和9年度末にあらためてご連絡します。

2 今後の防災活動に向けたお願い事項

(1) 共通事項

- ア 防災訓練について、防災マニュアルの実効性を高める訓練（対策本部の設置、安否確認、排水管破損確認 等）を実施してください。また、居住者の方の訓練への参加促進に取り組むようお願いいたします。
- イ 飲料水等の備蓄について、各住戸の備蓄量をアンケート等により把握し、その結果を共有するなどの工夫により、居住者の方の意識啓発をお願いいたします。
- ウ 防災資機材及び備蓄品について、年1回以上、使用可否・消費期限等の確認に取り組むようお願いいたします。また、防災倉庫への浸水が想定される場合は、水濡厳禁の防災資機材及び備蓄品を、庫内の高所で保管するなどの対応をお願いいたします。

※すでに取り組まれている内容でしたら、引き続き対応をお願いいたします。

(2) 個別事項

地域共用の防災倉庫内の防災資機材及び備蓄品につきましても、(1)共通事項ウのご対応をお願いいたします。

【問合せ先】

横浜市建築局住宅政策課

よこはま防災力向上マンション認定制度担当

電話：045-671-4121

E-mail:kc-bouman@city.yokohama.lg.jp